

社会福祉法人 仁正会 役員及び評議員等の

報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員の報酬について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、原則として常勤の役員に適用する。この場合常勤の役員とは、理事長、業務執行理事及び副理事長とする。
但し、常勤の職員が事業所の職務を兼任している場合は、この規程を適用しない。

(報酬の原則)

第3条 報酬は原則として、役員在任期間中のみ支給する。

(報酬額の決定)

第4条 報酬額は、次に掲げる年俸額とし、法人の財務状況、業務実績及び在職年数等を勘案して別表の号俸を参考に理事長が報酬額を算出し、次年度収支予算と共に理事会の議決を得て評議員会において決定する。
年俸額は、原則として役員在任期間中は変更しないものとする。
但し、理事長が報酬額の変更を必要と認めた場合は、理事会の議決を得て評議員会において変更することができる。

総支給額 20,000,000円以内

(報酬の支給方法)

第5条 原則として、理事長報酬は年額の12分の1を毎月の指定日に、当該役員の指定する銀行へ振込む方法により支給する。
但し、期中において退任した場合は、退任月分まで支給し、翌月からは支給しない。

(理事・監事及び評議員の報酬額)

第6条 理事・監事及び評議員等が法人のために業務を行った場合の報酬は別表の定めに従い支給する。

(実費弁償費)

第7条 理事・監事及び評議員等が法人の業務のために移動した場合は、実費弁償費を支給することができる。

実費弁償費の計算方法は、社会福祉法人仁正会 旅費規程第4条3項に基づき支払うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程を改正する場合は、理事会の議決を必要とする。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程を改正する場合は、理事会の議決を得て評議員会において決定する。

別表(役員等の報酬)

(1) 理 事

名 称	報酬額	実費弁償費
業務執行理事報酬(月額)	50,000円	な し
理事会等会議出席報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
業務執行理事以外の 理事業務報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
Webによる理事会議出席報酬(日額)	6,000円	な し

(2) 評議員

名 称	報酬額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
評議員業務報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
Webによる評議員会議出席報酬(日額)	6,000円	な し

(3) 監 事

名 称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
監事監査等監事業務報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による
Webによる理事会議出席報酬(日額)	6,000円	な し

但し、監事監査を理事会と同日に行った場合「監事監査等監事業務報酬及び実費弁償費」は支払わないものとする。

(4) 評議員選任・解任委員

名 称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬(日額)	6,000円	(社福)仁正会旅費規程第4条3項による